

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 月 27 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第 3 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「100 分の 230」を「100 分の 235」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年上尾市条例第 2 号）第 5 条第 2 項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44 年上尾市条例第 3 号）第 5 条第 2 項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年上尾市条例第 5 号）第 5 条第 2 項

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「100 分の 235」を「100 分の 232.5」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第 5 条第 2 項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条第 2 項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第 5 条第 2 項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当の内扱）
- 3 第 1 条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教

育長の給与等に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。